

## 『任意後見契約』

これから日本は高齢化社会になっていきますが、将来、自分が老人性の痴呆症にかかった場合どうやって自己の財産を管理し、安定した老後を送るかということは一つ大きな問題です。子供や配偶者が健康できちっと財産管理をしてもらえるのであれば、その方法が良いと思いますが、必ずしもそのような人がいるとは限りません。本当に頼れる親族がない場合、親族はいるがサラ金など負債を負っていて自己の財産を管理してくれる不安のある場合、相続人となる子供たちはいるが、仲が悪くまた経済的不安を抱えていて自己の財産を巡って子供同士が対立する場合、などがあります。私自身もこのようなケースでの紛争を数多く見聞しています。

このようなケースが将来予想される場合、本人が正常な判断能力のあるときに、老人性痴呆の状態になったときのことを考えてそれに備えるため、信頼できる人に自己の財産の管理を任せる契約を結ぶことができます。これが任意後見契約で、平成11年に創設されました。任意後見契約の要件は次のとおりです。

- (1) この契約は、自分の老後に不安のある委任者が、信頼できる受任者に、自己が将来精神上の障害により十分な判断能力が亡くなった状況での自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委任するものです。誰に委任するかは自分で決めることができますし、特に信頼できる人がいなければ、弁護士に委任することも可能です。
- (2) この契約は公正証書で作成します。
- (3) 委任者が受任者に代理権を与えたことが登記されます。
- (4) この契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき効力を生じます。任意後見監督人というのは、任意後見の受任者が本人の財産を勝手に使わないよう、また適正に管理使用するよう監視する人です。

このようなチェック体制によって本人の財産が確実に守られるわけです。

将来、このような任意後見契約が利用されるケースは増えてくるでしょう。